

○厚生労働省令第二百十二号

児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十二條第一項、第二十四條及び第三十四條、児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第二十八條第一項及び第三十二條、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)第五條、第十九條(第二十六條の五において準用する場合を含む)及び第四十條、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十一條の三第一項及び第六十一條の三第一項、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法第五十一條の三第一項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第十七條、第二十九條第一項、第三十五條、第四十三條の二第二項及び第五十二條、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成二十年法律第八十二号)第十五條第四項並びに難病の患者に対する医療等に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百五十八号)第一條第一項の規定に基づき、児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

(児童福祉法施行規則の一部改正)

第一條 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第七條の三 (略) ② (略)	第七條の三 (略) ② (略) ③ 第一項の算定に当たつて、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定基準世帯員が地方税法第二百九十二條第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の

第十八条の三 令第二十四条第二号に規定する厚生労働省令で定める規定は、地方税法第三百十四
条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項とする。

第十八条の三の二 所得割（令第二十四条第二号、第三号口、第四号口及び第五号に規定する所
得割をいう。次項において同じ。）の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律
（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八
号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下この条において「扶養親族」という。）及
び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以
下この条において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係
るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同
法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

② (略)

(削る)

生死の明らかでない者が政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子で
あつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務
者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生
死の明らかでない者が政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であ
つて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者で
あるときは、同法第三百十四条の二第一項第八号に規定する額（当該者が同法第二百九十二条
第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死
の明らかでない者が政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつ
て、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第三百十四条の二第三項に該当する
者であるときは、同項に規定する額）に同法第三百十四条の三第一項に規定する率を乗じて得
た額を控除するものとする。

第十八条の三 令第二十四条第二号に規定する厚生労働省令で定める規定は、地方税法第三百十
四条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第六項とする。

第十八条の三の二 所得割（令第二十四条第二号、第三号口、第四号口及び第五号に規定する所
得割をいう。次項及び第三項において同じ。）の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改
正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条
第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下この条において「扶養親族」
という。）及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者
に限る。以下この条において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶
養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に
限る。）に同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するもの
とする。

② (略)

③ 所得割の額を算定する場合には、通所給付決定保護者又は当該通所給付決定保護者と同一の
世帯に属する者が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離
婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者が政令で定めるもの」とあるのを
「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合
に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚
した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者が政令で定めるもの」とあるのを「婚
姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同
号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第三百十四条の二第一項第八号に規定す
る額（当該者が同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した
後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者が政令で定めるもの」とあるのを「婚姻
によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法
第三百十四条の二第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第三百十四
条の三第一項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

(児童扶養手当法施行規則の一部改正)
第二条 児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）の一部を次のように改正する。